

掛川市規則第6号

掛川市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市建設工事執行規則の一部を改正する規則

掛川市建設工事執行規則（平成17年掛川市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（下請負人の通知）

第15条 市長は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した請負者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。

- (1) 下請負人の住所及び商号
- (2) 下請契約の内容
- (3) 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

2 請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、下請負人通知書（様式第8号）により市長に通知しなければならない。

第25条第7項中「検印」の次に「又は署名」を加える。

様式第13号中 「

検印
----

」 を 「

検印 又は 署名
----------------

」 に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。